

仕様書

海上保安学校宮城分校
北九州航空研修センター

1 件名

操縦技量保持訓練（北九）

2 目的

北九州航空研修センター飛行教官の操縦技量維持向上を目的とする。

3 履行期限

令和7年3月21日(金)

4 履行場所

請負者指定訓練所

5 仕様

本契約は、次の仕様を満たすものであり、飛行機運航費（機体使用料、燃料）、空港着陸等、本訓練に必要な費用全て含むものとする。

- (1) 海上保安学校宮城分校北九州航空研修センター教官3名に対し、操縦訓練を行うこと。
- (2) (1) の訓練に必要な機材及び資料等を提供すること。
- (3) 操縦訓練は、原則として5日間とし、5日間連続で行うこと。
- (4) 操縦訓練に使用する機材はテキストロン・アビエーション式セスナ172S型とすること。
- (5) 操縦訓練には、飛行毎に受注者手配の機長（教官）1名を搭乗させること。
- (6) 一人当たりの飛行訓練時間は、10時間（離着陸50回）以上とし、機材取扱い及びローカルルール等、訓練に必要な座学を5時間以上実施すること。ただし、座学については、飛行訓練開始前までに実施するものとし、リモート等の方法で実施することも可能とする。
- (7) 操縦訓練開始までに次の手続きを完了しておくこと。
 - イ 航空法に係る操縦練習手続き
 - ロ 訓練エリアの使用手続き
 - ハ 離着陸訓練のための空港使用手続き
- (8) 操縦訓練は3名の教官に対し実施することとし、2名と1名に分けて実施すること。
- (9) 訓練日程については、検査職員と協議の上、決定すること。
- (10) 訓練のベースとなる空港は、北九州市から公共交通機関で2時間以内に到着できる場所に所在する空港であること。

6 一般事項

- (1) 受注者は研修終了後に速やかに当校指定の様式により完成(了)届を提出すること。
- (2) 支払いは履行完了後一括払いにて行うこととし、受注者は検査職員による検査合格後、担当官の指定する様式により請求書を作成し、提出すること。
なお、海上保安学校においては受注者から適正な請求書を受理した後、受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。
- (3) この訓練に関して知り得た個人情報は秘密とし、第三者に漏洩してはならない。
- (4) 業務都合により訓練日時を変更する必要がある場合は、当校担当官と協議すること。
- (5) 訓練飛行時間が変更となった場合でも請負金額の範囲内で対応すること。
- (6) 本仕様書に記載の無い一般事項については「海上保安学校入札・見積者心得」による。